### 1月1日より支給対象内容を一部拡大しました!

# 福祉灯油購入助成について

平成26年1月9日

せたな町

町では、平成25年12月1日より、今般の灯油価格高騰に鑑み、低所得(非課税)かつ下記の対象世帯に該当する世帯に対し生活の一助となるよう、福祉 灯油購入券の支給(「せたな町福祉灯油購入助成事業」)を行っています。

※平成26年1月1日より、高齢者世帯の支給対象内容を一部拡大し、満18 歳未満の孫がいる世帯も支給対象世帯となります。

1世帯当たり 80リットル分の灯油券を交付します。

支給の対象となる世帯は、次のとおりとなっていますので、<u>平成26年2月</u>28日までに役場本庁又は総合支所の福祉担当窓口へ申請してください。

#### ■ 支給対象世帯

平成25年12月1日現在において、せたな町に住所を有する(現に居住していること。)次のいずれかに該当する世帯で、平成25年度の町民税非課税の場合に対象となります。

- ① 高齢者世帯
  - 満65歳以上の高齢者世帯、世帯全員が65歳以上の世帯
- ※上記世帯に孫(満18歳未満の子(高校在学中の者を含む))がいる世帯
- ② 障害者世帯
  - ・身体障害者手帳1級及び2級を所持する方が構成員で同居している世帯
  - ・療育手帳を所持する方が構成員で同居している世帯
  - 精神障害者保健福祉手帳を所持する方が構成員で同居している世帯
- ③ ひとり親世帯
  - ・満18歳未満の子(高校在学中の者を含む)を扶養するひとり親世帯

#### ≪支給対象外≫

上記にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は支給の対象となりません。

- ① 生活保護世帯
- ② 老人ホームなどの施設に入所している方
- ② 12月から3月まで長期不在(長期入院を含む)の世帯
  - ※町税の滞納がある方は、対象にならない場合があります。

#### ■ 申請方法等

支給対象世帯に該当すると思われる方は、別紙の「福祉灯油購入助成申請書兼同意書」に必要事項を記載・捺印の上、申請してください。

年度1回限りの交付決定となります。

本人が持参できない場合の代理の方や、郵送でも受付けいたします。

#### ■ 支給時期及び使用期限等

申請受付後、<u>課税状況等の調査を行なった上で支給の可否を決定し、灯油券</u>を交付(郵送)します。

- 灯油券の使用期限は、平成26年3月31日までです。
- O 灯油券を利用できる業者は、せたな町内の業者のみとなります。
- 灯油券は、支給の決定を受けた世帯でのみ使用できます。第三者への譲渡、 転売等はできません。
- 交付された灯油券を紛失しても、再交付はいたしません。

#### ◎ 申請先・問い合わせ先

せたな町役場 本庁 保健福祉課 福祉係 1社 84-5111

(住所 〒049-4592 せたな町北檜山区徳島 63 番地 1)

瀬棚総合支所 地域町民課 福祉係 № 87-3311

(住所 〒049-4812 せたな町瀬棚区本町 719 番地)

大成総合支所 地域町民課 福祉係 配 4-5511

(住所 〒043-0504 せたな町大成区都 427 番地)

# 新年度の入所児を募集します 各保育所(園)・へき地保育所

平成26年4月からの北檜山保育所、瀬棚保育所、大成保育園、丹羽へき地保育所、若松へき地保育所入所申し込みの受け付けを開始いたしますので、入所希望者は、次のとおりお申し込みください。

※平成26年4月1日より、保育料の額改定があります。(詳細は裏面をご覧下さい)

#### 常設保育所

◎受付期間

平成26年1月14日(火)~1月31日(金)〔期限厳守〕

◎ 申込書配布

• 各保育所(園)

◎提出書類

・入所申込書、就労等証明書(勤務先または民生委員の証明)、同意書、その他必要な書類

※ 入所決定後に保育料算定のため「給与所得の源泉徴収票」の写し又は「確定申告書」の写しが必要になります。(児童の同居世帯全員分)

◎提 出 先

• 北檜山保育所、瀬棚保育所、大成保育園

◎ 留意事項等

- (1) 保育の対象となる児童については、裏面をご覧ください。
- ② 世帯から2人以上の入所を申し込む場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。
- ③ 町外の保育所を利用する「広域入所」の申し込みについても受付けいたします。

#### へき地保育所

◎受付期間

平成26年1月14日(火)~1月31日(金)〔期限厳守〕

◎ 申込書配布

• 北檜山保育所

◎提出書類

• 入所申込書、就労等証明書(勤務先または民生委員の証明)

◎提 出 先

北檜山保育所

### ○○○ お問い合わせ先 ○○○

●北檜山保育所

Tel 0137-84-5255

●瀬棚保育所

Tel 0137-87-3164

●大成保育園

TEL 01398-4-5022

●せたな町役場 町民児童課 児童福祉係

Tel 0137-84-5111

※《裏面もご覧ください》

# -常設保育所園へ入所できる基準=

- 1 《家庭外労働》・児童の保護者が家庭外で働いていて児童の保育ができず、他に面倒をみる人がいない場合。 勤務先の『証明書』
- 2 《家庭内労働》・児童の保護者が家庭内で児童と離れて、日常の家事以外の労働をしていて、児童の保育ができず、他に面倒をみる人がいない場合。

#### 『民生委員の証明書』または『勤務先の証明書』か『給与支払証明(明細)の写し』

- 3《保護者がいない場合》
  - 保護者が死亡、行方不明、拘禁などのため、他に面倒をみる人がいない場合。

#### 『民生委員の証明書』

- 4 《母親が妊娠中または出産後間もない場合》
  - 母親が妊娠中または出産後、間がないため児童の保育ができず、他に面倒をみる 人がいない場合。

#### 出産日もしくは出産予定日がわかる「母子手帳」の写しまたは『出産証明書』

5 《保護者の病気》・保護者が病気で児童の保育ができず、他に面倒をみる人がいない場合。

#### 『医師の診断書』または『民生委員の証明書』

6 《病人の介護》・児童の家庭内に長期にわたる病人がおり、保護者が常時その介護に従事し、児童の保育ができず、他に面倒をみる人がいない場合。

#### 『医師の診断書』または『民生委員の証明書』

7 《家庭の災害》・火災、風水害、地震等により児童の保育ができない場合。

#### 『民生委員の証明書』

#### ◇ 民生委員を知りたいときは・・・ ◇

町内各地区を担当する民生委員さんについては、役場町民児童課にお尋ねください。

# ご存知ですか・・・ 安心して預けることができます。

☆ 0歳児保育 ☆
満6か月以上児から預けることができます。

☆ 延長時間外保育 ☆ 朝7時30分から早朝保育、 夕方 6 時まで延長保育を行っています。

☆ 一時保育 ☆ *急な仕事や病気など一時* 的に保育を必要とする場合、ご利用になれます。

# 平成26年4月1日より保育料額が引き下げになります

### ◎保育所保育料(月額)

現行				改正後(4月から)					
階層 区分		定  義	3歳未満児	3歳以上児	階層 区分		定義	3歳未満児	3歳以上児
1		生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		0円	1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		0円	0円
2	町民税非課税世帯		6,500円	4,500円	2	町民税非課税世帯		5,000円	3,500円
3		の額のない世帯  割の額のみの世帯)	15,500円	11,500円	3	所得割の額のない世帯 (均等割の額のみの世帯)		10,000円	
4	所得害	の額のある世帯	19,500円	16,500円	4	所得割の額のある世帯		13,000円	
5	所 得 税	20,000円未満	26,000円	23,000円	5	課税世帯(	40,000円未満	19,000円	8,000円
6	祝課税世帯	20,000円以上 40,000円未満	28,000円	25,000円					
7	帯(前	40,000円以上 60,000円未満	31,000円	28,000円			40,000円以上 80,000円未満	23,000円	
8	年分	60,000円以上 80,000円未満	34,000円	31,000円					
9	) の 額	80,000円以上 103,000円未満	37,000円	34,000円	7	区分※第1階	80,000円以上 120,000円未満	27,000円	
10	の区分	103,000円以上 260,000円未満	39,500円	36,500円					
11	※ 第 1 階	260,000円以上 413,000円未満	42,000円	39,000円			100 000 M N F	21 000 TI	
12	層を除く	413,000円以上	44,500円	41,500円	8	層を除く	120,000円以上	31,000円	
延長保育料		17:00~18:00まで 一回につき		₹ 100円	延長保育料 ※変更のみ		17:00~17:30まで		無料
※変更のみ		17.0010.00& C	一回に 22 100円				17:30~18:00まで	一回につ	き 50円

### ◎へき地保育所保育料(月額)

現行	Ī	改正後(4月から)			
1人	2人以上 (1人を除く)	1人	2人以上 (1人を除く)		
6,500円	3,250円	5,500円	2,750円		



# 平成26年2月16日(日)受付 午前8時45分から 開会式 午前9時30分から

会場 せたな町丹羽スキー場(北檜山区)

○部

- ①幼児の部(就学前)
- ②小学生の部(☆1·2年生の部 ☆3·4年生の部 ☆5·6年生の部)
- ③中学生の部
- ④一般の部(高校生以上)
- ⑤シニアの部 (60歳以上)

※各競技部門は男女別となります。

※参加者数、気象状況により競技種目を変更する場合があります。



○種 目 大回転

〇申 込 先

小中学生(各在籍小中学校)

一般等(せたな町民体育館)

〇申込期日

平成26年2月6日(木)

無料

○参加料 ○その他

※会場まではバスで送迎いたします。 (瀬棚区・大成区)

- ・北檜山区 各自現地に集合してください。(送迎を希望される方は連絡願います。)
- ・瀬棚区 午前8時20分までに「瀬棚総合支所」へ集合してください。
- ・大 成 区 午前8時00分までに「大成総合支所」へ集合してください。
- ※参加者に昼食として豚汁を用意いたします。

主催 せたな町教育委員会

せたな町体育協会 後援

せたなスキー協会・大成スキー協会 協力

せたな町スポーツ推進委員の会・丹羽女性会

※問合せ先 せたな町教育委員会

体育振興係 0137-84-5111

大成教育事務所 01398-4-5511

瀬棚教育事務所 0137-87-3322

取

### 第7回せたな町民スキー大会参加申込書

住	所	せたな町 区 (TEL	)	(ふりがな) 氏 名	(男・女)
部	門	幼児の部 ・ 小学生の部( 中学生の部 ・ 一般の部 シニアの部 ※○を付けてくな	年生)	保護者 氏 名	※未成年者は保護者の承諾が必要となります。

#### せたな町職員の採用募集について(再募集)

平成26年1月9日

せたな町長 高 橋 貞 光

平成26年4月採用職員を次のとおり募集いたします。

1 採用職種及び人員 社会体育全般及びB&G海洋センター 1名

2 採用予定年月日

平成26年4月1日

3 採用条件

- 1) 大学卒業以上で中学又は高等学校体育教員免許状を有す る者又は平成25年度中に取得見込み者。若しくは、健康 運動指導士の資格を有する者又は平成25年度中に取得見 込み者。
- 2)昭和59年4月2日以降に出生した者
- 3) 普通自動車免許を有する者
- 4 給与 せたな町職員の給与に関する条例の定めによる
- 5 提出書類
- 1)履歴書(写真貼付)
- 2) 成績証明書(最終学校の所定のもの)
- 3)「地域における子どもとスポーツの関わり」をテーマとして、論文 2000 字程度にまとめ提出(Word 形式でのファイルデータを提出)
- 6 応募期限 平成 26 年 1 月 31 日 (金) 必着
- 7 申し込み先 〒049-4592

久遠郡せたな町北檜山区徳島 63 番地 1 せたな町役場総務課 1m0137-84-5111

- 8 選考方法
- 1) 面接試験
- 2) グループ討論
- 3) 実技試験(水泳、単一泳法で100m)
- 9 試験日 2月中旬(本人に通知いたします)
- 10 その他 1) 採用された方は、平成 26 年度 B & G 財団アドバンス・インストラクター研修に派遣する。
  - 2) 詳細については、せたな町教育委員会事務局までお問い合わせください。 TEL0137-84-5111

### 安心して暮らすための地域づくり

# 意見交換会報告会のご案内

高齢者が安心して暮らせる地域づくりについて、町内5か所で意見交換会を実施しました。 延べ 200人以上の皆さんのご意見の中から、地域で取り組める事を、一緒に考えてみませんか?

日 時 平成26年 2月 2日(日)14:00~16:30

場 所 せたな町民ふれあいプラザ(北檜山区) 多目的ホール

- ◆内容◆
  - ① 講演(地域協働のまちづくりについて)
  - 2 地域づくり意見交換会実施報告
  - 3 懇談会
- ◆ご参加いただきたい方◆

安心して暮らせる地域づくりに関心のある方どなたでも

◆送迎についてのご案内◆

大成区から参加希望の皆様は、送迎いたします。 必要な方は、申込みにあわせてご連絡ください。



~お問い合わせ・参加申し込み先~

お申込みは、大成総合支所 地域町民課

包括・竹内か福祉係・木村、谷川へ ☎ 4-5511

- ※当日参加もできますが、準備の都合上**1月24日(金)**までに参加の ご連絡をください。
- ※送迎の必要な方は、期日までお申し込みください。
  - ◆主催◆せたな町 ◆協力◆ 北海道檜山振興局・八雲保健所